

参議院建設委員会會議録第二十二号

昭和三十三年四月十四日(木曜日)午前
十時四十四分開会

出席者は左の通り。

理事

委員

稲浦 鹿蔵君
松野 孝一君
武藤 常介君
田中 一君
田中 清一君
米田 正文君
内村 清次君
武内 五郎君
永岡 光治君
安田 敏雄君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君
衆議院議員
前尾繁三郎君
森本 靖君

国務大臣

政府委員

経済企画庁長
合開発局長
事務局長
常任委員
会専門員
飯沼 一省君
飯沼 一省君

参考人

国土総合開発
審議会会長
飯沼 一省君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○四国地方開発促進法案(衆議院提出)

○理事(稲浦鹿蔵君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

本日は委員長が所用のため欠席しておりますので、指名によりまして私が委員長の職務を行ないます。

本日は四国地方開発促進法案を議題といたします。

最初に参考人の出席要求についてお諮りいたします。先刻の委員長及び理事打合せにおきまして決議いたしましたところでございますが、本案につきまして、国土総合開発審議会の会長飯沼一省君を参考人として招致の上、御意見を伺うことにいたしたいと存じますが、さよう決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○理事(稲浦鹿蔵君) 異議がないと認めます。

ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○理事(稲浦鹿蔵君) 速記つけて下さいます。

それでは本案について審議に入ります。本日は発議者の衆議院議員前尾繁三郎君、藤巻総合開発局長、佐土建設省計画局総合計画課長、それから参考人として国土総合開発審議会会長、飯沼一省君が見えております。それでは本案について御質疑の方は順次御発言をお願いいたします。

○田中一君 これは飯沼さんに伺うよりも経済企画庁に伺いますが、国土総合開発の特定地域の計画策定の状況並びに経済企画庁から見たところの進捗

状況等、詳細にお話し願いたいと思ふ。

○政府委員(藤巻吉生君) 国土総合開発法によりまして特定地域は、指定されておりますものが現在までに二十二ございまして、そのうち対馬につきましては離島振興法によりまして離島振興計画を立てておりますので、特定地域として、二十一の地域につきまして、それぞれ開発計画が定められ、開議決定になって実施されているわけでございます。

その進捗状況を見ますと、各年度によりまして指定された特定地域がございまして、一応、たとえば二十八年度に指定されたものについて見ますと、金額としては公共、公益事業の投資を合わせまして大体七〇〇程度、計画に對しまして七〇〇程度になっておりますので、特定地域の十年計画を立てておりますので、七年たったところで大体七〇〇というところでございまして、公共、公益の投資額をそれだけ動いている、こういうふうに言っているわけでございますが、ただ問題がございまして、公共、公益投資額を計画と比べて、それで進捗度ははかっているかどうかという問題もございまして、実際にそれだけ金が投下されて、計画通りの仕事が行なわれているかどうかという点は、また別に見なければならぬのじゃないかという御意見もございましてと思ふ。その点につきま

て、私も今ちよつと総合開発法が始まりまして十年になりますので、一々の特定地域につきまして、具体的にどういふ仕事かどの程度に進んでいるかというのを調べておりますが、まだそのまとまった結果が出ておりませんので、御報告いたしかねるわけでございますが、金額から申しますと、大体計画の線に沿って動いておるといふことが申せると思ふ。

それから、もう一つの問題は、全体として見ますと、そういうふうに大体は計画に沿って動いておると申してよいかと思ふますが、仕事の種類によりまして、その進み方がかなり違つておるようでございまして。これは、各地域によりましてそれぞれ事情が異なりますが、全体的に申しますと、公益事業、電源開発等の仕事が進み方がよく、公共事業の方がややおくれておるといふような形になっております。総合開発計画でございまして、すべての計画が総合的に大体のつり合いを保つて進んでいくのが適當かと存じますが、さういふ点で仕事の種類によりまして進捗度が異なつておるといふことは、必ずしも適當でない状態かと思われまして、私もさういふような点を十分注意いたしまして、これからも各特定地域の計画が、その目的を達し得るように進められるよう努力いたしましたと考えておるわけでございまして。

○田中一君 飯沼さんに伺いますが、今、開発局長から答弁があったように、法制定以来十年たつておるけれども、実績と申しますか、あるいは経済効果の実態と申しますか、そういうものは握つておらぬと、こういうふうな話をしておるのである。十年たつたからばつぱつこれからの実態を調べてみよう、というふうなことを言つておられますけれども、あなたは少なくとも十年、国土総合開発審議会の会長であられ、かつ両院からも委員が出ておられますが、單なるプラン・メーカーとして、計画を出せば事足り、ということに立つて今まで会長のいすについておられたか。あるいは、常時、むしろこれは諮問機関でありますから、一応総理大臣の諮問にこたえて委員会を開き、そして答申をするのが役目であらうと思ふますが、少なくとも、法律にきめられましたところの審議会が、実態を把握できないような事務当局を持つておるといふことは、どうお考えになるか。現在の実態というものを把握できないような事務局長のもとにこの仕事の計画——計画といつても單なる計画ばかりではございませぬ、計画によるところの効果をやはり見なければならぬと思ふのです。それに対する報告なり何なりは、審議会でも会長の考えでできるのではないかと思ふのです。たとえば先春対策審議会です、あの菅原君のように、もう常に事態を見ておつて、随時開いて答申をするといふこともこれは当然だと思ふのです。しかし、そういうことが、事務当局がそうしたものを実績等の把握を怠つておるといふ現状から見ても、会長

としてどういうお考えに立つか、伺いたいと思うのです。

○参考人(飯沼一省君) ただいま局長からお話ごさいましたが、私は必ずしも把握しておらないというものはなからうと思つております。今日まあ数字をあけての御答弁はなかったかも知れませんが、常に経済企画庁の中において、各地方の開発状況というものは、私は十分承知しておられるだらうと思つております。

それから、会長としてのお話がございましたが、法律にも書いてあります通り、会長——あの審議会は内閣総理大臣の諮問に答えることがまず当面の職務でありまして、私は、どうもさらに積極的な経済企画庁の職員を指揮監督して仕事を進めていくまでの権限は、私にはないのではなからうか、というふうな考へております。むしろ、これはまあ法律上の問題でありまして、われわれとしまして、全国にわたつての総合開発事業の促進ということに常に熱意を持っておらなければならぬという考へは、これは持つております。ただ法律上の問題としてどうもそこまでわれわれの権限があるかどうかというところにつきましては、私はそれまではないのではなからうかというふうな考へております。

○理事(稲浦廉蔵君) ただいま菅野長官が見えました。

○田中一君 この法律で見ても、ただ単に諮問される案件があるから委員会が持たれるのだということならば、常任的な委員会を持つ必要もないわけなんです。かりに二十二の特定地域があった、これに対する計画作成の、計画に対する審議の諮問があった、これ

が終わつて、あと対馬だけが残つておる。これは離島振興の方でやつておるから、今それですぐ実施しないという話ごさいましたが、あなたのような御見解ですと、少なくとも、国土総合開発審議会の役目はなくなつたという見方をしなければならぬと思つております。ただ問題は、国土調査法による認定の問題が残つておる程度のものでありまして、これらのものは、先般も委員会に出て参りますと、会長から言われておる通りに、これは高度の技術と高度の学問的のものであつて、あなたが聞いてもおわかりにならぬだらうというふうな御発言が、あなたの口からかだれかの口からかございました。なるほどわれわれは測量の地点とかなんとかというむずかしい問題は承知しておりますけれども、ただその事業そのものの概念はわかつておられますけれども、技術的な問題についてはわかりません。わからぬ委員が出て審議会で何を言つても、これはとても問題になりませんから、当然これはそのつどそういう専門家に集まつてもらつて、その是非を判断してもらふべきであつて、御承知のようになつて二十一年の地区が全部特定地域としての計画を指定され、あとはもう用なしというのならば解散すべきです。国土総合開発法というものは賑々すべきです。そうして事務当局にまかしていいのです。いたゞに審議をたくさん作るのは必要はありません。われわれも委員をしておりまうけれども、忙しい中を行つても何らかのめづるべきでないことを言つておるならば、行く必要もないわけなんです。それで、私はこの法律を見まして、そうしてこの審議

会が自分の意思で會議を持つたんといふことができないとは理解しておらないのです。その点については飯沼さんは法律屋さんでないと思つておられます。これは開発局長、どういふ見解を持つておるか。総理大臣からの諮問がなければ會議が持てないのだというように運営を理解しておるか。それから、あなたの理解が、他の数々の審議会在がございまして、その審議会在と比べてみて、あなたの方が妥当であるかどうかという点について、責任ある答弁を願ひたいと思つております。

○政府委員(藤巻吉生君) 国土総合開発審議会の問題でございますが、法律の四条によりますと、「国土総合開発審議会は、総合開発計画及びその実施に關し必要な事項について調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は勧告する。」とございまして、必ずしも政府から何らかの諮問がなくとも、いろいろ国土総合開発計画の進捗状況なり何なりについて御審議を願ふこともございましてよろし、あるいは政府からどうなつておるかというふうな報告を求められても、差しつかえないものというふうな考へております。

○田中一君 これは今、飯沼会長に質問をするのは実は酷かもしれせんけれども、少なくとも私がこつこつと何を伺ひたいのは、十年前に国土総合開発法が実施され、当時まだ混乱がございまして、国内の治安も経済もあらゆる生活が渾沌時代にあつたときに、一つの希望として国土総合開発法が実施されたというところについては、まことに時宜を得たものだと思つておるのです。私もまあそれは途中には一時抜けたこ

ともございましてけれども、終始委員としていつても飯沼会長の教を請うておつたわけがございましてけれども、しかし現在会長がそのような御認識では困るんではないかと思つております。だから今調べてみましても東北開発、北海道開発、九州開発、これは立法化されております。また中国等は当参議院におきまして促進しなければならぬというふうな決議を行なつております。北陸等についてもおそろくこの国会中にはその決議案が上程されるだらうと思つております。衆議院においては各党、各派共同の、今回も提案されておられます。四国地方開発促進法案等が発生、発生と申しますが発議しなければならぬ状態に追い込まれておるという実態をわれわれは考へなければならぬと思つております。なぜ、なぜ、なぜ、常に国民は疑問に思ふと思つておるのです。国土総合開発法というものがあつて、これが当時の民衆に与えるところの好影響というものがあるのはもう非常なものでございまして。ところが国土総合開発法の運営、それから実態というものが弱かつたからこそ、このやうな形の数々の地方計画が生まれてくるわけだと思つております。これは飯沼さんの責任を追及するわけじゃございせん。事務当局が何といつたつて一年か一年半足らずで次々かわる。まあ菅野さんお見えでございますが、大臣はこれはまあいろいろあるでございまして、党内でいろいろの事情もあるでございまして、まあ第一次、第二次、第三次と内閣がかわるたびにこれはいろいろかわることはあり得ると思つておるけれども、少なくとも事務当局というものが落着いて仕

事をしようなんという人はおりません。それの何々のポストはこれは建設省から出向する。何々のポストは通産省、何は運輸省というやうな、能吏を養うやうな仕組みになつておらぬ。能吏が、国民のサーパントとしての國家公務員が腰を据えて仕事をしようというやうな仕組みになつておらないのが経済企画庁です。作文だけする。全くプラン・メーカーなんです。そのうちの企画庁の一つの部門を受け持つておるところの審議会の会長を飯沼さんやつていらつしやるのですから、ずいぶんお困りのことやいらつたことであつたと思つております。私はこういふやうな法案が陸續として出ることにはこれは政治の貧困だと思つて。そこで現在の経済企画庁のあり方、少なくとも国土総合開発、日本のこの残された四つの島によつて、われわれは自己の自立経済を達成しようという非常に明るい氣持をもつて出たこの法律が、あえて虫ばまれるとは言ひませぬけれども、その目的がもう失われつたといふことをわれわれが反省しなければならぬと思つております。で、長官は一体国土総合開発法という法律、並びに国土総合開発審議会の機構をどういふ方向に向かわしめようといふ考へ方でおるか。そうしてこのやうに国土総合開発法によるところの地方計画といふものが、法文にはつきりと明かになつております。たとへば審議会在にいたしていても、地方都道府県に審議会在が持たれております。運用が悪いかこのやうな問題が起ると思つておるのです。これに対する態度はどうお考へになつていらつしやるか、伺つておきたい。

○國務大臣(菅野和太郎君) 国土総合

開発についての今の御意見は私も全く同感でありまして、せっかく昭和二十五年にこの法律が出ておりながら、お話の通りこれが本格的な進捗を見てないというところはまことに遺憾だと思ひます。その点においてはやはりこれは政府の責任であるとも私も考えております。そこで私といたしましては、事務当局にせうかつ法律ができて今日まで進捗しなかつたという理由については、いろいろ尋ねてみたのでありますが、一つはやはり行政機構に一つの欠陥があるのではないか、こう思うのであります。これは経済企画庁だけでこの国土総合開発という大きな仕事はできないのであつて、むしろ本気に国土総合開発をやるのであれば、もっと予算も取りそうして組織をもっと拡大して、そうしてあるいは建設省なり、あるいはたとえば資源調査などは今科学技術庁でやっておりますが、そういうような仕事も全部あわせてやらなければほんとうの国土総合開発というものはできないじゃないか。それが各省に仕事はばらばらになつておるといううなことに欠陥があるんじゃないかというところを、私最近特に気づきました。この点については一つ根本的に考えてみなければならぬということをお自身は今考え中なのであります。

それからなおもう一つは、私どもで国民所得倍増の長期経済計画を立てておりますから、どうしてもこの長期経済計画と関連して国土総合開発というものがやはり考えられていかなければならぬ。ことに御承知の通り地域的な所得の格差というものが問題になつてきておりますから、これはやはり国土

総合開発的な観点から、この地域的な

所得の格差というものをなくすることをお考へていかなければならぬ、そういうような観点からして、この国土総合開発というものは根本的に一つ考へてみたい、というところをまずお自身が考へておるものであります。その点につきましてははいずれまた皆さん方あるいは審議会の方にも一つ御相談して、本気で一つやるかやらないかということをおの政府としてきめなければならぬ、こうお自身は考へております。お話をの通り、国土総合開発というものが今まではほんとうに進捗しておれば、各地方の開発促進というふうなところという問題は、あるいは起こらなかつたかもしらぬ、こうお自身も思つておるのであります。その点においてこの問題は一つ政府としても本気にやるならや、やらぬだつたらそのままで、まあこういうような各地の地方開発ということだけでいくならいくということをお、根本的に私自身は検討したいところ存じております。

○田中一君 菅野長官は経済学者として私は非常に期待しておつた。あなたのおられるときには少なくとも何かの形が出てくるんじゃないかと思つておられますが、今開発局長に聞いてみるとまだ、各特定地域の経済効果等もあるいはいろいろ説明がございました。あなたの御出席する前に説明があつたのですが、公共事業だけではその効果は上がらないのじゃないか、あるいは公共工事の少なうで地方工事、地方計画の方が進んでおるものもある、というふうなことを的確につかんでおらないような発言があつたわけですよ。これから、十年たつてから、これから

やろうというふうな発言があつておる

ように私は聞き取つたのですが、そういうことではできません。ことにあなたも一年近く長官としておられるのに、今その辺でこれからどうつとつたんで、やはり何でしよう、六月ごろにはまた関係もかわるでしよう。(笑)これはさういふふうな今のまでの慣例と申しますか、あなたの方の与党の諸君の考え方から見る場合には、あなたはやはりしないという事です。学者として自分の答弁は上手にできるけれども、さういふふうにと言わざるを得ない。さういふふうにとそれこそ私が望みたいことは国土総合開発審議会というものがございまして、私の記憶するところによりますと、この一年間で二へんほど開いたんです。それも短かい期間で、いつ幾日開くと通知がある、こちらはやはりいろいろ予定もありまして、前回では出なかつた。つい今月ですか、先月ですかあつたときには、これはぜひ出たいから、こつちも国会の開会中ですから用事もあつたけれども、出たいからと言つて出ました。しかしこれはもしもあなたがさういふ熱意を持つならば、就任後直ちに、これは経済関係の問題は、ずいぶん専門ですから再三お聞きになつたと思ひますけれども、少なくとも国土計画というのに対しては、あなたがさつそく就任と同時に審議会を招集して、さうして今までの宿弊なり行政機構なり、さうしたものに對しての諮問するだけの考え方が生まれなければならぬと思ふのです。あなたは何つておらないのですか。もっとも私も出ませんでしたけれども、昨年秋あつた審議会には、飯沼さん、さういふふうな長

官からの要請がございましたか。ただいまお話のような国土開発法に基づく事業に對して、調査なり何なりしてくれないというふうな、あるいは長官が考へておられるような、今説明されたような考え方を述べられたような機会がございましたか、審議会では。

○政府委員(藤巻吉生君) 実は国土総

合開発審議会の庶務は私の方でやっておりますので、これは私の方で開催なりあるいは議題なりの用意をいたさなければならぬわけでございますが、さういふ点については私どもの責任でございますが、この前の五十三回の国土総合開発審議会の前回は五十二回でございまして、三十三年の九月にやつております。そのときの議題として、町村合併に伴う特定区域の変更等の議題がございましたが、まあたまたまお話のございましたような大きな問題は、まだ固まつていなかったと存じまして議題になつておらないように記憶いたしております。

○理事(稲浦鹿藏君) ただいま参議者の森本靖君が出席されました。

○田中一君 今月でしたか、都道府県会館で開かれた審議会は何回目です。

○政府委員(藤巻吉生君) 五十三回になつております。

○田中一君 五十二回目は何年何月です。

○政府委員(藤巻吉生君) 五十二回は、ただいま申し上げましたように、三十三年の九月二十六日に開催いたしております。

○田中一君 五十一回は。

○政府委員(藤巻吉生君) 五十一回は三十三年の十二月の二十日でございます。

○田中一君 一年一べんだけ開く審議

会ならばおやめなさい。これはもう菅野さん、あなたね、このような地方の実態から、切実な要求として出ておるところの一つの経済圏といひますか、府県ばかりではございませぬ、経済圏、さういふ法律案が出る以上、国土総合開発法は当然残していいと思ひますが、審議会はおやめなさい。国土総合開発審議会というものをやめ、これを眠らすなら眠らす。法律がありましてどうしてもこれは任命しなければならなくなつて参りますから、これは法律案お出しなさい。用をなし得ないのであります。ことに私どもの考へますのに、不時のたえは弾劾裁判所の裁判委員というふうなものは、いつ事が起こるかかわらないから常置しなければならぬや。あるいは国会におきます懲罰委員会等ですね。しかし国土総合開発審議会というの是一年一べん開けばいいというのじゃないのです。それこそ局長以下何人かの国家公務員がその職についておると同じように、常時調査しあるいは研究しあるいは意見の交換をしなければならぬ性質のものだ。それが一年に一べんずつ会議を開けばいいのだということなら、これはもう政府が自由に特別委員なり何なりを任命すつておやりになればいいと思ひます。われわれはやはり国会議員として委員に選任されておりますと責任を感じます。行つてみると何にもわからぬことを言つてゐるのです、ということではこれはとてもなくした方がよろしいと思ひます。従つて、これらの調査が東北、北海道、九州、今度は四国が出ました。おそろく中国なり北陸が出ると思ひま

うことをやっておつたのじゃないかと私は思つてゐるのですが、たとえは九州とか東北というのはやつておつたのじゃないかと私は考えておつたのですが、今のお話によると今までやっていないようでありますが、これは今度四国開発促進計画が出た場合には、やはり総合開発の審議會で一つ一応は皆さんに御審議をしてもらふ必要があるのじゃないかと、こう私は考えております。

す
○田中一君 開発局長、大臣からああいう私の意見に非常に共鳴する答弁があったのですが、事務当局としてどう考えますか。
○政府委員（藤巻吉生君） 同じように考えております。
○田中一君 ではなぜ九州、東北におきましては議題にしなかったのですか。今までしましたか。
○政府委員（藤巻吉生君） 私おりませんでしたのでもちよつと記憶しておりませんが、議題には……ちよつと今まで

その意見が述べたのと同じく、その意見が載つておりませんので、あるいはいはいないかと思ひます。

○田中一君　その通りです。実に残念なんです。この国士総合開発法ができるときには、ほんとうに国民は明るい、国がほんとうに腰をすえてやるなによつて経済的な自立ができるだろうと、という希望を持ったものです。法の運用が正しくないためにこういう——これを非難するのじゃございませんよ、そこに追い込められた地元の貧困県の心持というものは——はつきりと法の運用の誤り、同時にまた政治の貧困からく

るものなんです。従って、もうこれ以上経済企画庁、飯沼先生並びに開発局の方を追及いたしませんけれども十分、心してこの法律ができた以上、真側になって、ともに国土総合開発審議会を活用して、いい結果をつけるように願いたいと思うのです。

○国務大臣(菅野和太郎君) 今、田中委員から、われわれにとつては非常に有益な御意見がありまして、今まであるいは九州とか東北の問題で、かけていなかったというところはたしかに落度であつたと思います。でありますからして、それぞれの地方開発は、やはり全国の国土総合開発と関連して考えなければならぬ問題でありますからして、国土総合開発の審議会で一応やはり皆さんに御審議してもらつて、そして今までのやり方——この新しい地方々々の開発促進計画と国土総合開発計画との間のそごがないかということについて、やはり検討してもらつて、適切な措置であつたところと思ひますので、今後は一つ必ずそのように取りはからうようにいたしたい、こう存じております。

○田中一君 もう一つ伺つておき、また決意を知りたいのですが、これは飯沼会長とも個人的に話した問題なんですけれども、経済審議会の方でいろいろ貿易その他の問題について、あなたもエキスパートですから相当真剣に経済問題と取り組んでいらつしやいます。ただわれわれがこの国土総合開発というものの対する熱意と申しますか希望を持っているのは、何といつても貿易を、あるいは対米貿易というものを否定するものじゃございません、ございませんが、少なくとも今日

の状態においては食糧等は一応安定しておりますけれども、やはり国土から生まれるものによつてわれわれが生きてゐるのだという自覚、そういう自信を持つ以外にならうと思ひます。従来、国土総合開発の特定地域並びに地方計画等は、これは実行可能であるか可能でないかという問題が、相当なウエートになつて審議されておるのです。

私は、経済企画庁が実際に日本のこの国土というものをいかに開発し、いかに利用し、国民のものとして経済効果をあげるということを考えるならば、予算の關係のない高度の技術的な計画、基本的な計画というものがあつていいのではないかと思ひます。運輸省、通産省、建設省、農林省等々、單なる飛躍台として、自分のところの子飼いの職員を送り込んで、それぞれの各省がやつておるところの事業の利益代表的なセクトによつて、この計画が立てられることの間違いを指摘したい。むしろ事業計画というものは予算の裏づけが必要でございしますが、その予算にのみこだわつて正しい計画が生まれぬのではないかと思ひます。そこで菅野さんがいらつしやるうちにやつてくれれば一番うれしいのですが、予算の關係がないものでもいいです。これが日本の民族の最高の計画である、これによつてわれわれは生きられるのだ。アメリカから物がなくなつてもよろしい、油も買わないでよろしい、こういふかかのかの計画があれば、生命なり国の経営というものが平和な形で行なわれるのだというやうな、夢のような計画でもよろしゅうございません、これが最高なる技術者なり有識者が集まつて検討されることが望ましいと思ひます。

のです。いわゆる国土総合開発の全国計画です。地方の実情に合つたところのものじゃなくて、實際日本の国の国土経営という面からいふところの計画が立てられなければならぬと思ひます。

もしそれができておりますならば、たとえば今回の四国地方開発促進法等は出て参りません。なぜならば、この提案理由の説明にもあるやうに、たとえば「相當の包蔵量」を有するといわれ各種資源の開発」とか、「この地方住民の生活程度はきわめて低く、地方財政は弱体であり、」とか、地域間の格差等、なぜこれを出さなければならなくなつたかということが、るる述べられております。全国的な計画がないから、こつちやうな問題が起きて参るのです、不均衡が行なわれるのです。生活程度の違いなんというものは、これは恥辱でございません。

それに加えて言ひたいのは、やはり政府がむだ使ひをなさぬということ。何が先行するか、私は貿易が先行すべきものじゃないと思ひます。けれども、これは否定するものじゃありません。しかしながら、何といつても、われわれはこの四つの島で生きられるのだという自信こそ、これくらい民族の防衛と申しますか、この強さはないと申すのです。それには、どうしてと地方的な、政治的な、財政的な配慮から生まれるところの地方計画の積み上げじやなくして、国が責任ある長期計画というものを確立すれば、これらの問題が解決するのじやなからうかと思ひます。

と申しますかをやるお考えがあるかないかという点を最後に伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(菅野和太郎君) 今の田中委員のお話では、日本の経済を、どう進めていくかということに関連して、国土総合開発ということの研究すべきじゃないかということであつたと思ひます。であります、そこで、今政府といひましては、長期経済計画を立てておられますが、これに関連して、やはり国土総合開発ということとわれわれ計画を立てたいと、こゝろを考へておるのであります。そこで日本の経済を、どう持つていくかということは、これは大きな問題であります。

で、お話の通り、なるほど外国の経済に依存する必要はもろんないと思ひますけれども、しかしまた一方、今日の世界の大勢からいふと、世界経済の交流ということが、今日の世界の大事になつておりますからして、従つて、この世界経済交流ということに関連して、日本の経済の発展ということも、あわせて考へていかなければならぬ、こゝろ考へております。

従つてその日本の経済をいかに進めるかというその考へ方と、そして日本の国内における天然資源の開発、あるいはその他産業基盤の開発といふやうなことに関連して、この国土総合開発ということと考へてみたいと、こゝろ考へておるので、先ほどもちよつと申し上げました通り、私は国土総合開発といふことは、この長期経済計画を私の方立てておるから、従つてこれと関連して、一つ国土総合開発ということと思ひ切つてやるべきだといふ、私自身は、そつちやう私見を持つておる。そ

れについて先ほど申し上げましたやうに、行政機構をこれを何とかしなければならぬといふこと、そつちやうなことについて、私は気づきましたので、この問題を、何とかして一つ解決したいかなければならぬといふやうに考へておりますので、まあ一つ田中委員のせつかつのいろいろのお考えは、今度国土総合開発の審議会を近いうちにでも開きまして、皆さん各委員から、この国土総合開発について、一つ熱心な御議論をしていただいて、われわれに聞かしていただいて、そして皆さんとともに、この問題を解決するように今後進んで参りたい、このやうに存じております。

○田中一君 私とあなたのお考え方には、多少食い違ひがございません。これは政党が違ふので、どうにもならぬと思ひます。こゝろでは論議いたしません。早急に飯沼会長、審議会でもお開き下さつて……ほんとに、よく御存じなんです、全国的な計画を立てなければならぬということについては、一つ、そつちやう方向に向かつていただけるやうに、お願いいたしておきます。

○田上松衛君 田中さんと、各關係者との質疑応答の中で、私も聞いてみましますと、さつぱり何が何だかわからない。こんないい加減なものだらうかという感を強くする。まことに遺憾に老えておる次第ですが、あつても、経済企画庁長官の答弁の中でも、何かしらん、ただその場をつくらうやうなことには聞かせません。私ははつきり申し上げます。

さつちのお話でいきますと、行政機構が不完全であるのだ、あるいは片一方から申しますれば、何かしらん予

算もないというふうなふうにも聞こえた。もし、やるのだしたら、機構の改革等をやつて、本気に取り組んで参りたいというふうな工合に、前段では聞こえましたが、あとになって聞きますと、御意見に従つて、十分やつていくというふうなことになる。どこを聞けばいいのか、さっぱりわからなくなつてしまつたということです。

それから、言にくいことですが、私も、飯沼さんのお話の中で、自分たちの方で、国土総合開発審議会の方で、この問題を取り扱うということは、あるいは行き過ぎかもしれない、表現は違ひますが、その必要はないのじゃないか、というふうなふうに受け取れたわけなんです。大きな食い違ひがある。どこの機関が、どこまで熱意をもつてやつていくかということについて、多くの疑いを持たざるを得ないと思ふわけです。

さらには、提出者の方にお聞きしておきたいと思つたのですが、大体、この提案理由の御説明の中には、あくまで国土総合開発の重要な一環として、これをなすのだ、ということ強調されておるようです。そうなつてきますと、当然この大きな、もとを作り出す国土総合開発審議会というものが、内容を十分に検討しなければならぬはずだと、私も常識で考えます。しかし、国土総合開発法に出てきます分は、いろいろさつきからお聞きしております。その審議会の所掌事務を第四條にうたつてあるわけですから、第四條の中の一項だけを考えれば、次の問題は見のがしてしまつていくのじゃないかという疑いすら持つわけでは、第四條は、いうまで

もなく五つの項目に分けてあります。が、私も国民が期待しております問題は、第三項、第四項です。その点から申しますと、いろいろ話が、あつたこつちになりますけれども、行政機構が不完全であるとか、何とかというものの前に、一体国土総合開発審議会というものの性格、あるいはその使命、あるいは国民の期待というものは、この条文でもはつきりしているはずで

す。少なくとも第四條の三項、四項というものを、十分に生かしていただきたい。すなわち、このいろいろな、きょう聞きますよ、わけのわからぬようなことを聞かなくてもよかつたはずなんです。今日、いろいろ討議されているのは、ただ、審議会をそれでは開こうか、それを開いて、その中で討議しないかと、長官の話でも、そういうことがあつて、審議会という一つの、それだけの無理押しだけのことにしかとれない。まことに残念だ。私は、そういうことよりも、審議会が行ないます四項、もし、第四條の第一項の中で報告、ないしは勧告という問題だけでもやつていきますならば、総理大臣は、

第十一條の二の規定によつて、直ちにこれを計画いたしますところの都府県に對して、「必要な勧告又は助言をしなければならぬ。」とまで規定されているわけなんです。その点が含まれていないから、こういうような機会も、当然なくなつてしまつたのじゃないかと、いうことは考えられるわけなんです。提出者の場合でも、この審議会、国土総合開発法というものが完全に、忠実に執行なわれているとしますならば、今ごろ四國地方に對して、こういうようなものを出されなくなつてよかつたはずで

はないかということをお考えする時分には、まことにその間の決意、あるいは考え方をいいますか、こういうものが不完全であつたことを実は心配するわけなんです。

まあ、このことについて、どうお考えになるかというふうなことは、もうすでに田中委員の方で十分尽されておるようですから、ただ私お聞きしておきたい点は、一体、飯沼さんと提出者及び経済企画庁との間において、今日この機会において、お互いに一致点が見出されるかどうかというふうなことを、これも不安なんです。どうなんですか、さつきから、こうくどく申し上げることは、経済企画庁の方では、やや結論的な意向を示されたようだけれども、飯沼さんの方では承知されておるか、されてないのか、何ら意思表示がないものでないか、あえて、この点をお聞きしておきたい、こう考えるわけなんです。

○参考人(飯沼一省君) お答えを申し上げます。先ほど、私が申し上げましたのは、この四國地方開発促進法であります。これは法律の形の上から申し上げますと、国土総合開発法とは別に、手続が進められて来ているものであります。ゆえに国土総合開発法による審議会に、この案を直接かけるということとは、これは適當ではないのではなからうか。これは、この方では進めていた。差しつかえないものではなからうか。すでに東北地方、また九州地方について、その先例があるわけでありすから。ただ、その実際問題といたし

まして、先ほど国土総合開発審議会に、この議案がかかつておらなかったというお話がございましたが、しかし、こういう法律ができて、こういうふうに行進しておるといふ御報告は、審議会の際に、当局から何つておるようなわけでありまして、實際問題として、両者の連絡をはかつてその矛盾のないようにしていくということは、これは、きわめて必要なことであると思ふのであります。

私もとしましては、いずれにしても、国土総合開発法も、またこの四國地方開発促進法も、同じ経済企画庁の開発局で取り扱つておいてになります。さつきから、その間に、さういふ矛盾、抵牾が起こるものとは考えておりません。先ほど田中さんからも、さういふお話がございましたが、もしそれによつて、すでに四國地方においてきまつております那賀川の特定地、四國西南地方の特定地域の計画を変更しなければならぬということになりました場合には、これは当然国土総合開発審議会に御諮問のあるものと考へております。さういふ實際の運用の面において、同じところで取り扱つておいてになる仕事でありますから、さういふいふ矛盾——その間に、不都合が生ずるものとは、私も考へておらぬわけでありす。

○田上松衛君 私の申し上げようが、まあ十分だったのか、的をはずれておるのですが、私のお聞きしたい要点は、国土総合開発法の第四條の規定の中、特に第三項、これは諮問の範圍を越えて、もうすでに、この場合は「国土総合開発審議会」は、総合開発計画に含みますと認める場合において

ては、内閣総理大臣を通じて、關係各行政機關の長に對し、意見を申し出る事ができる。」と。しかし「できる」だから、言わなくてもいいんだと消極的に考えられては、国民がつかずるわけなんです。むしろ意見を申し出なければならぬと国民はしてもらいたいぐらいに考へておるはずだ、精神はさういふことなんだ。私が第三項、第四項が、われわれの期待の大きな点だと申し上げたのは、このことをさしているわけなんです。

そこで今の飯沼さんのお話では、やはり受け身に立たれていくだけで、ちつとも積極性がないわけなんです。すると、この場合四國地方の開発に對しては、今まで長い間やつておいては、何らの意見を述べられたことがないのか、お考へになつたことすらもないのかというふうになつてくるわけなんです。

○参考人(飯沼一省君) 四國地方につきましては、先ほど申し上げましたように、那賀川の特定地、それから四國西南地方の特定地域につきまして、審議会としてその計画の審議をいたしたわけでありす。ただ四國全体につきましては、審議会として、これまで取り上げて議論をいたしたことはございません。

○田上松衛君 ますますどうも、頼りないような気がするわけですが、繰り返して失礼ですが、総合開発計画について必要なものについて、意見を述べるようにということになつていくわけなんです。ただ、さういふ部分的な問題でなくして、徳島、香川、愛媛、高知四縣を含みますところの総合開発について

て、御意見をおっしゃったことではないでしょうか。それとも、さらにこれに対して意見を述べられたようなことはなかったのでしょうか。ないとしたら、さうならば、さっきの四国地方ですか、なかなかどうも、何をやっておったか、さっぱりわからぬようなことになつて、田中さんから指摘されたように、こんなものは、やめちゃったかどうかという板言まで出てしまつたということになるわけですが、これがなされぬということであるとしたら、さうならば、さっき申し上げた十一條の二のつとて、総理大臣は何かの手を打つたかどうかということも考えるのですけれども、そういう点については、結局何もやっていなかった、こう了解してよろしいのでしょうか。

○政府委員(藤吉生男) 今までは、先ほど飯沼会長からお答えのございましたように、二つの特定地域の計画について審議をしていただいたことはございますが、そのほか四国全体についての特別に意見を申し出たということはないわけでございます。しかし、今後は、この四国地方の開発促進法によります計画が出て参りますと、いろいろと全国的な総合開発の面その他から、国土総合開発審議会としても、御検討願ひ、御意見を出していただくという機会がくるものというふうに考えているわけでございます。

○田上松衛君 提出者は、これをほんとうに活用していきまする具体的な方法としては、どこへ、まあおのずから、

この四国開発審議会の方がやるんでしょけれども、中央に対しては、どこに主として頼つた方がいいとお考えになつていらっしゃるのか。

○衆議院議員(前尾繁三郎君) ただいま、いろいろお話を伺つて、私もどうして考えておりますのは、やはり国土総合開発は、これは全国的な問題ですから、これは全国的視野に立つて、大きな数字を描いていただく。また地方の問題につきましては、特定地域というふうな限定された地域についての、いろいろ御意見がある。その点については、いろいろなる矛盾を感じさせん。地域は、四国全体というものを地域として対象として考えている。また全国的視野に立つて問題について、その一環として考えていく。

そこでまあ、率直に申しましたら、国土総合開発計画で、全国を全部をこまかくやっていただくならば、これは必要がないのであるが、なかなかそこまではいきません。従つて、四国というものを対象として、下から持ち上げていった計画を考えていく。それからまた、上から、全国的な視野からおりてきたものとの関連を考えながら、計画を立てていくというふうに考えておるのであります。

に、矛盾のない計画を立て、さらにまた地方の切実な要望も入れていくというふうに考えておるのであります。

○田上松衛君 国土総合開発審議会の意見というふうなものも開かれる場合も、たくさんあるわけですね。そう了解していいんですね。

○内村清次君 菅野長官に、一つ御質問したいと思ひます。

の国土総合開発の法律に基づいて、しかも、日本の全国的な総合開発をどうしていかうかという熱意に燃えた、私はあれは質疑であつたと思ひます。もちろん長官の方では、私が質問いたしましたことは、今日までの岸内閣の総合開発に對しますところの熱意が、どうも私は足りておらない。しかもその一環といたしまして、長官は御答弁されましたが、行政機構の一元化の問題につきましても、あるいはまた予算のこれに充當する問題につきましても、私見としておっしゃつた。これで

は、私は国土総合開発というものは完全に行きわたらないと思ひます。まあ長官が、その私見を、長官の在職期間中に実現していただければ、私はそれで事足りると思ひますけれども、しかし、これはほんとうに、この次の国会に、そういう機構改革というものが出てくるか、あるいはまた、予算というものが十分充當されてくるかどうかというところは、そのときになつてみないと、わからない問題であります。たまたま私は、予算委員といたしまして、三十二年の三月二十二日の予算委員会での総括質問の中で、特にこの問題に對してお答えをしております。総理大臣は答弁をいたしております。これを一つお聞き願ひたいと思ひます。

私が触れた点は、昭和二十五年に、国土総合開発法というものが施行されたから、もうすでに八年になる。ところが、全国計画及び地方計画というものが十分行なわれておらないじゃないかという点に對してあります。そうして、當時は、特定地域の総合開発の事業計画といたしましては、六千八

百六十七億と予定されておつたのが、その進捗率は、わずかに二六%です。そうして公共事業は、わずかに一七・一%、これがそのときの進捗率だつたんです。八年間かかつて。その後、今日また、特定地域も三つ入れまして、二十二になつておりますけれども、依然として、やはり進捗率というものは低いんです。そのときに、私は加えて、開発行政機構の一元化をお考えであるかどうか、その点をお伺いするということを申し上げておきます。ところが、岸総理大臣は、「国土総合開発法につきましても、今御指摘のように、国土総合開発法、あるいは北海道開発法等の法制もできておりますし、国土の総合的の利用開発を目的としてやってきておるのであります。今日までの成績は、私は、必ずしも所期のように進んでおらないという御質問の御趣旨の通りであると思ひます。」こう答えておるのであります。そうして、「言うまでもなく、この問題は、非常に広範にわたつており、また、関係するところの各機関に當りましては、困難もあるものであります。しかし私どもは、十分に今までの成績も一面において検討しながら、實地に即して、これが実現について、今後といへども十分努力して参りたい、かように考えます。」こう答弁しておられます。それが今日まで企画庁長官も二代、三代おかわりになつたでしようけれども、あなたの代も一つ考えてみようじゃないかというふうな御答弁では、私は、岸さんの御答弁といふものは、これはまあ、そつが

ないとはいひますけれども、あまりに

無責任な答弁じゃないかと思うんです。こうやって、国民ひとしく各地域におきまして熱望しておるような総合開発というものは、これが一つの政党の政策の道具にされるというような形では、私たはいいじゃないかと思ひます。

だから私が聞きたいことは、方針をいたしまして、先ほどいいましたように、後進地域としての東北の総合開発、あるいはまた九州、あるいはまた四国でしよう。それからまた、さらにこのたびは、北陸とか中国とか、こういった形のものが生まれてくるような内閣の方針であるかどうか。これは、田中君のいわれるのは、東北開発というものがあんだから、これを徹底的にやっていたならば、特定地域もきまっておるし、そういう幾つもの法律もできていかなうてもいいじゃないかという、こういう考え方でしやう。ところが、あなたの方では、この方針というものは、岸さんが、今後努力しますといながら、変わったのであるかどうか。この点を、まず私は伺っておきたいと思ひます。これは、岸総理大臣に実は聞きたいんですけれども、時間の関係もありましようから、長官から、一つ聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(菅野和太郎君) お話の通り、国土総合開発というものが、ほんとうにできておれば、東北開発とか、あるいは北海道開発とか九州開発というものの問題は、あるいは起こらなかつたかもしれぬと、こう私は考えております。

私ども最近、こういうふうに、各地方の開発の問題が起こつて参りました

ので、私としては、これは一つ第一、根本の国土総合開発をまずやるべきではないかというところを、最近痛切に考えさせられてきたわけでありまして、そこで国土総合開発がないからといって、あるいは東北の方々、あるいは九州の方々、四国の方々から、何とか一つ早くやってくれという御要望が現われてきたので、その御要望が現われた理由が、私も十分了したものであります。しかしこれは、どつちかといへば、われわれは、私らの政府を責められてゐるわけであつて、その点において、まことに今日までこの計画が十分でござらなかつたことは、まことに遺憾だつと、こう私も考えております。

そこで、これは大きな問題で、広範な大きな問題でありますからして、御承知の通り、こういう国土総合開発というものが、今まで建設省でやつておつたのが、また数年前から経済企画庁にかつてやつてゐる、そういう行政機構の変更や何かで、その間、私はいろいろ進捗しなかつたと思ひます。また、その仕事の一部分が、建設省に残り、あるいは科学技術庁にも、その仕事の一部分がいくと、ばらばらになつておるというのを私としては知りましたので、だからして、国土総合開発を本気でやるのであれば、まずこの行政機構を何とか手をつけなければいかぬではないかというところを、私は最近痛切に教えさせられたわけでありまして、

そこで、一つこの問題は、なかなか行政機構の改革ですからして、にわかにはできない問題でありますからして、こういう問題につきましても、一つ国土総合開発の審議会で、皆さん方

のいろいろな御意見を承つて、あるいは国土総合開発の審議会の意見として、強い意見を、あるいはまた建議してもらふとかいふような方法もとらなければならぬではないか、こう私も考えておる。これは、われわれだけが考へるのではなく、その方が弱いのですからして、やはり国土総合開発の審議会の一つ御意見として、御意見を建議してもらふというやうなことも考へて進んでいかなければならぬじゃないかと、こう考へておるのであります。

○内村清次君 ただ、長官、この点だけはよく聞いておいていただきたいと思ひます。これは、大体あなた、今の御主張聞いておられますと、やはり基本的な国土総合開発、全国的なですね、これをまず土台として、これを充実させていくというあなたのお考え方には同感です。しかし、今まで岸内閣のやつたことが、あなたもちょっと触れられましたように、たまたま予算の面におきまして、計画の上につきまして、ほんとうに机上プラン。机上プランといふことも、まだ全国的な総合開発の机上プランというものは、まだできておらずに、地方の人たちが、これではいけないというところ、こういった細分化された地域的な開発法といふのができてくるんだらうと私たちが思つておるのです。だから根を固めさせたいならば、これはもうこういったことはすべきじゃないと思ひます。すなわ、細分化されたことはすべきじゃない。こう思ひますので、方法としてい

い悪いというやつは、また論議の都合がありますよ。しかし総合開発の法律がある以上は、私は、細分化されていくべきではない。というのは、非常に機構が散漫になり過ぎるので

あなたの方の企画庁にも、たとえば今回の九州総合開発の面におきまして、もうやく人員は、二名か三名しか任命してくれないじゃないですか。あの開発室とか何とかというものを設けて、わづか二名か三名しか職員は任命してくれないでしやう。そういうこととで糊塗していかれることは、それは何か、政策的なおかしいところもある。ほんとうに実質が伴つていかないと、うやうやいな感じを私たちは感じさせられるわけなんです。というのは、この中に、私は質問いたしておりますが、年次別計画といふものをお立てになつておるかどうか。そうじゃない、各省が、予算を要求する、それを総合して、企画庁は数字として表わして、こういふやうなことでしやう。だから私たちは、せつかく総合開発をするならば、どこから第一番に手をつけていくか、そして各総合開発の拠点をつつて、そして予算を十分とつて、この拠点から開発をして広げていくといふやうな方法をおとりなさ

いといふことを、私は審議会の席上でも十分忠告しておるはずですが、がしかし、その点、まだいっておらない。これは、私たちが、細分化されたところ、こゝろは法律がたぐささん出て参りました。大事な基本的な、全国的な総合開発といふものが、私は十分成り立つていくとは思へないのです

ね。この点だけは十分一つ、お考えになつていただきたい。

それから、飯沼さんに、ちよつとお尋ねしますが、私は、今回九州総合開発の審議会に入つてみまして、会長さんはやつぱり、職務上、どうも企画庁のごきげんばかりとつて、企画庁のプランによつて動いておられるやうな感じがしはしないかというところを私は感じました。これは、率直に申し上げて、しかし飯沼さんは、そういうお方ではないとは思ひます。がしかし、先ほどの御答弁を聞いてみますと、どうも、当然こゝろ法律が出る前におきまして、国土総合開発法といふものは、これは会長自体としまして、十分各条項をやつぱりお考えになつて、そしてやつぱり明確に守つていただきたいと思ひます。だからして田中委員からの質問があるのです、と申しますのは、たとへば第五章補則の第十四条をお開きになつてみましても、当然東北の開発促進計画、または九州地方の開発促進計画といふやうな、こういった問題等は調整をするところの義務があるのです。これは審議会の方に内閣総理大臣が意見を聞いて、そして答申をしていくといふことであつて、その前の前項にも、内閣総理大臣は、当然国土総合開発審議会のやつぱり意見を聞かなくちゃならぬというやうな法律的文条項も、はつきり明確になつておるのです。だからして開発局長も、あるいはまた企画庁長官も、その点で、あなたと異なつた答弁をされたと思ひますけれども、やはり会長は、こゝろ法律を常に調整をする上について、審議会ではなせ諮らないか。

特定地域の問題と、これはダブつてくるのではないかと、こういつたやつぱり積極的な御意見をお吐きになつて、その審議を待つておられるところの、あなたの職責をいたしまして、全国的な国土総合開発というものを徹底的に推進していくような方向に、やつぱり審議を導いていくつもりで、その審議の審議会の空気をよくつくりたい。企画庁の計画を、そのまま審議会の委員の方の会議の導き方に専念していくことばかりでは、私は、会長の務めというものは動まらないのではないかと、こういうふうに感じますがどうですか。

○参考人(飯沼一省君) 御忠言の点は、よく承服いたしました。今後、お話の趣旨を、十分一つ考へて参りたいと思ひます。

○田中一君 前尾さん、あなた、四国並びに和歌山の状態は、よく御存じのはずですね。

○衆議院議員(前尾繁三郎君) 私も、実は四国、愛媛県は知らないのです。しかしそれ以外は、私は大阪の直税部長をやつておりました、大体管内は、一応知つておるのですが、だいふ前の話で、最近の事情については、あまり知つておりません。

○田中一君 困る質問じゃないのです。じゃ森本衆議院議員に、ちよつと伺つておきますが、この提案理由の説明に示してある条件というものは、これをもつと具体的に、抽象的のものじゃなく、何か資料でも作つてあります。か、財政の弱体というやうな問題に對する——あつたならば、そういうものが、資料をお出し願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(前尾繁三郎君) 承知いたしました。こういうものができておりますから、四国地方の後進性という、あとでお配りいたします。

○田中一君 それから御承知のように、道路整備五カ年計画の中に含まれてゐる事業として、本土と四国をつなぐ路線ですね。御承知のように、淡路島を中継地とする架橋の問題が起つておられます。で、和歌山との中間には、淡路島という中継地があるわけですが、淡路島を除いたということは、どういふ意味なんですか。

○衆議院議員(前尾繁三郎君) 淡路島を入れてもらいたいという御要求は、確かにありました。ただ私もとしましては、今までの方式に従ひますと、県単位でなければいかぬと、どうも工合が悪いというので、県単位を中心としてきたものでありますから、兵庫県を入れるということになりますと、また非常に問題がむずかしくなつてくる。従つて、その点は御承知願つて、淡路島を除いたということとございいます。

○田中一君 そうすると、どうも工合が悪いと——その工合が悪いことを伺つてゐると、なかなか時間がかりますから伺ひませんが、淡路島地方開発促進法という法律が、どうしても出さなければならぬやうな要素があつた場合に、自民党さんでもわが党の方でも、衆議院でお出しになることはできますか。

○衆議院議員(前尾繁三郎君) その点は、どうも私、答弁する限りではないと思ひますが、もちろんそういうことも考えられます。

しかし、この本土連絡の問題は、これは四国の問題として、総合開発計画には特段に取り入れていかなければならぬ問題でありますから、これはまあ総合的に、重点的に四国開発の計画には入れていくわけでありまして、

○田中一君 和歌山を入れた理由は、和歌山も、同じやうな条件であるといふことで入れたのですか。それとも例の、十何年前の南海地方の地震ですね、等の、そうした自然現象があつて、共通の公共事業なり、何なりがあるから入れたといふことなんですか。

○衆議院議員(前尾繁三郎君) 実は、災害地帯として指定されておるわけですから、そういう意味合からいいますと、災害の關係なんか、非常に総合開発計画には重要な問題になつておるもので、和歌山も入れたと……まあ和歌山を入れた圏内で、考へていったらどうかといふことで、和歌山が入つたんです。

○田中一君 淡路島を除いた四国と、和歌山を入れた四国というものは、矛盾があるな。

○衆議院議員(前尾繁三郎君) その点は、矛盾といひますよりは、ただいま申し上げましたやうに、県単位というもので考へていった結果で、淡路島が落ちたといふことでありまして、その点は、片一方の方は災害地帯といふので、理由は、ちよつと違つておるのでございいます。

○田中一君 それから法律の立法の方を論じては、やはりその法律の表題をちよつと見たらわかるやうなものが一番いいんです。

そこで、私は立法論からいつても、これは四国地方等かな——等という文字でも入れなければ、和歌山が含まれてゐるといふことにはならない。表題というやつは、やはり内容を説明するものであらうと思ひます。何かそういうやうな表現の仕方をしないかと、和歌山が四国地方といふ、われわれの通念と申しますか、ことにどの地図を見ても、どの小学校の本を見て、これが四国地方であるといふやうなことは、説明にならぬと思ひます。よ、等と入れたらどうですか。修正するのはいいやですか。

○衆議院議員(前尾繁三郎君) 実は四国地方の地方といふので、そういう意味を含めたんです。これは立法例は、御承知のように、九州が、山口県が入りました、そして九州地方といふので出た先例になつたわけなんです。

○田中一君 悪い先例は直して差しつかえないでしやう。だから、ちよつとどうですか、修正しては。

○衆議院議員(前尾繁三郎君) それは、かまいませんが、今の法制局の見解では、これは前から先例があるから、そういう意味だといふので、四国地方といふ、地方を入れて、こういう名前にしたのです。

○田中一君 前尾さんは京都出身の、選挙区を京都に持つてゐるあなたが、提案の理由の説明なり答弁をするといふ慣例は、衆議院にあるのですか、自民党にあるのですか、どつちなんですか。

○衆議院議員(前尾繁三郎君) 従来、東北地方は岡東さんがやつておられます。それから北海道は山崎さん、それから九州は、野田君がやつておられるといふので、むしろ地元でない議員が

やつた方が、公平であらうという意味合からいたしました。そういうことになつております。

○田中一君 そうすると、公平とか不公平とかいふことは、党内事情でございまいしやうけれども、私どもが審議するに、やはり実体というものを十分に理解したいという熱意を持つておるわけなんですか。

そこで、まあおれが出れば、何も知らないのだから質問しないだらうといふなら、これはいざ知らず、参議院は、常にそういう同じ政党内でありますけれども、参議院の独立性というものを常に発揮してゐるのが、自民党でも社会党でも同じでございます。もう少し質問をしたいことがたくさんあるのですが、これはまあ各党共同提案の形をとつておりますし、どうもできせんから、これでやめましますけれども、一つ提案者は、かつての国土開発縦貫自動車道のごとき責任を持たぬという態度はやめていただきたいのでございいます。このやうな議員提案という形は、好ましいという意見もあるかと思ひますが、好ましくないという意見もあるかと思ひます。そこで自分たちが出した法律案を弊履のごとく捨て去るというやうなことがあつてはならぬと思ひます。私は、かつて国土開発縦貫自動車道の法律案の制定のときにも、促進派の一人でありましたけれども、むしろその間には、選挙があつて議員が全部いなくて、変わつてゐるのだといふならいざ知らず、かつて賛成した方が、東海道にまた同じやうな高速道路を作るのだといふやうなことで、これはきよりの新聞見ても、自民党さん醒睡でございいます。社会党は、

すつきりと態度をきめておりますけれども、自民党さんはなかなか賛成した発議者が否定しているというふうな現状が出ておりますけれども、こういうことになるならば、この法律案というものは、これはもうあつてなきがごとき性格のものだと思ふのです。

従つてその点の一つ、私の方の森本衆議院議員からは聞かぬでも、態度はわかっております。しかし、一応態度を開かしていただきますけれども、自民党さんの方の態度というものは、国土開発縦貫自動車道路の建設法のあれの制定にあつてあなたも賛成者でしたね、たしか前尾さんも賛成者だつたと思ひますが、これに対する熱意を明らかにしていただきたいと思ひます。

○衆議院議員(前尾繁三郎君) 私が先ほど、公平だと申し上げたのは、あの地域内の方ですと、自分の県を持つておられるわけですね。でありますから、その県に重点がいきはせぬかというふうなことを考えられてはまずいという意味でございます。そういう意味では、どの県にも関係はないが、四国については非常に熱意を持つておるといふので、私が選ばれたのでござい

ます。私もまた、その覚悟でお引き受けしたわけでございますから、ただいまお話の通り、今後において私は、あくまでこの法律に熱意を持ち、また今後、この開発計画についても、常に熱意を持つて当たるつもりでおります。

○衆議院議員(森本靖君) ただいま前尾さんの方からも答弁がありましたように、私たちといたしましては、この法案を共同提案として出した以上は、少なくとも早くこの審議会ができれば、そうして促進計画ができれば、

そうしてこの補助率あるいは負担の割合、こういうものの立法措置も、ぜひ早急に、政府は考慮したいというふうに考えております。また議員の一人員といたしまして、この法律案件が通過をいたしました晩には、最後までこれを見守つていきたい、このように考えておる次第でございます。

○田中一君 実は、自治庁に来てもらつて、一つだけ聞いておきたかったのですが、これは時間がありませんから、一応前尾さん、あなたに伺つておきますが、三十五年度の予算は通つてしまひまして成立しましたから、三十六年度からの事業になりますけれども、その附則2にきめておられますところの「国の負担又は補助の割合についての特例措置」というこの条文に対しては、どういふ理解をしておられるか、これは提案者兩名のお方に伺つておきたいのです。どういふ考え方を、大蔵省並びに自治庁が持つておられるかわからないのですが、その点が非常に一つポイントだと思ふのです。従つて、どういふふうに理解しておられるかという事です。

○衆議院議員(前尾繁三郎君) 実は、われわれも一番これでは不満なんでありまして、補助率もきめたいというふうに考えておりましたが、一つは、御承知のように九州の補助率がきまりま

せん。それからもう一つは、われわれといたしましては、昨年来、実は開発促進計画というものを、われわれの手で作つておつたのです。ただ、審議会ができておりませんから、公式のものではないのであります。公式のものでない計画に対して、直ちに補助をするというわけには参りません。従つて、

まず審議会を作つて、そうしてその計画が、オーソライズされるということが先決であります。それができましたら、最も最短の期間において、補助率をきめるといふふうに考えまして、この法文も、そういうふうな書き方をいたしておるわけでありませう。

○衆議院議員(森本靖君) この法律案の中では、この附則の第二項の点が、一番問題になるわけでありまして、実は、われわれといたしましては、この法案を出す際に、これをすでに実施法律のような形において出したいというふうに考えておりましたけれども、いろいろの関係からいたしまして、やむを得ず、こういう格好になつたわけでありましたが、先ほど前尾議員からお話がありましたが、少なくともこの促進計画をすみやかに作成をいたしまして、そうして、この法案が、すみやかに実施の段階に入るような形の法律改正というものを促進をしたいというふうに考えているわけでありまして、その具体的な補助率、あるいは国の負担という問題については、これは御承知の通り、今までの慣例からいたしまして、九州、その次は四国と、こ

ういうことになっておりますから、九州の方がきまらない限りにおいては、四国の方が先走つて行くということについては、今のところ不可能な状態でありませうから、とにかくすみやかに、これが実現ができるように、促進をさせたい、このように考えておる次第であります。

○理事(稲浦鹿藏君) ほかに質疑はありますか。——ほかに質疑がございませうから、質疑は、終了し

たものと認め、これから本案の討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——発言もなければ討論は、終結したものと認めて、これより本案の採決を行ないます。

四国地方開発促進法案全部を議題に供します。本案を、原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○理事(稲浦鹿藏君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は、全会一致をもつて、可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書については、委員長に御一任願ひます。〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

それでは、これで散会いたします。
午後零時三十六分散会

昭和三十五年四月十九日印刷

昭和三十五年四月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局